

明治二十六年

熊本縣民升澤弥喜太外二名清國
漂流シタル節救助シタル可玉地方官
謝意傳達之件

別錄第四節

福建通商總局司道為移知事據署福防同知朱清澤稟稱本年
六月十八日准閩安協派撥弁兵送到外國難民三人詢係日本國熊本
縣人一名井澤弥喜太一名有川岩助一名滿石良先由本地開船欲往
八重山與何運煤炭中途遭風吹入胡馬島暫避因知離台灣相近似
即前往再圖回國不意又遭颶風桅舵篷帆俱行損失漂至浙江
平陽縣古鰲頭埠內報由地方官給予移文飭赴福建福鼎縣投
遞後因不識語誑駛入霞浦縣三沙海口當經該處巡檢指點令其
進省隨于昨日駛至五虎門口由蒙武營派兵護送前來臣等代
為修理原船資遣回國等語並據閩安巡檢報同前情據此卑職
當即親赴江干查勘該難民原來之船僅長二丈有零並無箴
篷房艙即桅杆尾舵亦係抄小雜木為之本不過在于內洋地
面載載柴炭等貨萬難飄洋過海何況日本國相離閩省甚
遠即使為之修整完固亦恐未能逆駛回國詳詢該難民亦毫

無成見但求資遣情詞迫切殊堪憫理合據情稟請案
核應如何酌遣之處俯賜批示祇遵等由並送供拆一扣到局據此
當經飭令該廳先行妥為安頓去後查各國遭風難民應就近
送交領事官遣送回國現在日本並無領事在閩自應援照前辦
成案送由貴道就近照送日本領事遣回惟該難民原系小船既無
篷艙即挽柁又係抄小雜木斷難飄洋過海詢之該難民等均稱
清願就地變賣因由局派員商同在閩之日本商人小倉錦泰估
變價銀七元業交該難民收領並每名另給卹賞銀十二元飭
委招商局委員分發浙江補用同知王叔著附輪帶送貴道衙門
就近轉送日本領事官收遣回國以示懷柔除詳請
詳憲會咨外合就移請為此合移貴道請煩查照一俟招商局
委員將該難民送到即希照送日本領事查收見復施行須至
移者

計報廿一紙

據准民井澤強喜太供年三十七歲係日本國熊本縣吉村人自置
小船向在八重山與兩運煤炭生意已經八年此番由家起行五十里先
至鹿兒嶋又由島行三百七十里可至八重山與因途中突遇暴風
浪在胡馬與內因被就近前去台灣再過回國不料又被颶風
吹至浙江平陽縣界由平陽縣給與移文飭赴福鼎縣投遞因不識
路經駛入霞浦縣三仙地方經向彼處巡檢官報明為指點開
駛入五虎口蒙彼處武管派兵護送進省這有川岩助你是任
業船夥瑞石良係屬搭客今蒙查訊所供是實乞賜資遣回國就
沾恩了

據有川岩助供年三十六歲係日本國鹿兒嶋縣人此番經井澤強
喜太僱為船夥欲往八重山與去兩運煤炭因途中遭風輾
轉漂至閩省乞恩資遣回國餘同前

括滿石良年三十六歲你日本鹿兒縣人搭坐井澤孫喜太便船欲
往八重山與因途中遭風轉輾漂至閩省乞恩資遣回國餘
供同前

「九 明治二十六年熊本県民井沢弥喜太外二名清国へ漂流シタル節救助シタル同国地方官へ謝意伝達之件」
マイクロコマンナンバー0075-0076 【別紙写第一号 福建通商総局司道為移知事据署福防同知朱清沢稟称...】

在上海日本総領事館

別紙写第一号

福建通商総局司道為移知事据署福防同知朱清澤稟称本年
六月十八日准閩安協派揆弁兵送到外国難民三人詢係日本国熊本
県人一名井澤弥喜太一名有川岩助一名満石良先由本地開船欲往
八重山嶼俾運煤炭中途遭風吹入胡馬島暫避因知離台湾相近拟
即前往再回回国不意又遭颶風桅柁篷帆俱行損失漂至浙江
平陽県古鰲頭埠内報由地方官給予移文飭赴福建福鼎県投
遞復因不識路徑駛入霞浦県三沙海口當經該処巡檢指点令其
進省隨于昨日駛至五虎門口内蒙武營派兵護送前來懇乞代
為修理原船資遣回国等語並据閩安巡檢報同前情据此卑職
當即親赴江干查勘該難民原來之船僅長二丈有零並無箴
篷房艙即桅杆尾柁亦係抄小雜木為之本不過在于内洋地
面載販柴炭等貨萬難飄洋過海何況日本国相離閩省甚
遠即使為之修整完固亦恐未能徑駛回国詳詢該難民亦毫
無成見但求資遣帰国情詞迫切殊堪憫惻理合据情稟請察
核應如何酌遣之处俯賜批示祇通等由並送供招一扣到局据此
當經飭令該庁先行妥為安頓去後查各国遭風難民応就近
送交領事官遣送回国現在日本並無領事在閩自應援照前辦
成案送由貴道就近照送日本領事遣回惟該難民原來小船既無
篷艙即桅柁又係抄小雜木斷難飄洋過海詢之該難民等均称
情願就地變売因即由局派員商同在閩之日本商人小倉錦泰估
變価銀七元業交該難民收領並每名另給卹賞番銀十二元飭
委招商局委員分發浙江補用同知王叔蕃附輪帶送貴道衙門
就近轉送日本領事官收遣回国以示懷柔除詳請
軍督憲会咨外合就移請為此合移貴道請煩查照一俟招商局
委員將該難民送到即希照送日本領事查收見復施行須至
移者

「九 明治二十六年熊本県民井沢弥喜太外二名清国へ漂流シタル節救助シタル同国地方官へ謝意伝達之件」
マイクロコマンバー0075-0076 [別紙写第一号 福建通商総局司道為移知事据署福防同知朱清沢稟称...]

在上海日本総領事館

計粘抄一紙

抛難民井澤弥喜太供年三十七歳係日本国熊本縣吉村人自置
小船向在八重山嶼俾運煤炭生意已經八年此番由家起行五十里先
至鹿兒島又由島行二百七十里可至八重山嶼因途中突遇暴風
避在胡馬嶼內因拟就近前去台湾再回國不料又被颶風
吹至浙江平陽縣界由平陽縣給与移文飭赴福鼎縣投遞因不識
路徑駛入霞浦縣三沙地方經向彼處巡檢官報明承為指点開
駛入五虎口蒙彼處武營派兵護送進省這有川岩助係是僱
來船夥滿石良係屬搭客今蒙查訊所供是寔乞賜資遣回國就
沾恩了
据有川岩助供年三十六歳係日本国鹿兒島縣人此番經井澤弥
喜太僱為船夥欲往八重山嶼去俾運煤炭因途中遭風輾
轉漂至閩省乞恩資遣回國余同前
据滿石良年三十六歳係日本鹿兒島人搭坐井澤弥喜太便船欲
往八重山嶼因途中遭風輾轉漂至閩省乞恩資遣回國余
供同前

「九 明治二十六年熊本県民井沢弥喜太外二名清国へ漂流シタル節救助シタル同国地方官へ謝意伝達之件」
『長崎純心大学言語文化センター研究紀要 No.4』2015.3、石井望著「尖閣胡馬島日清往復公文詳解並雜録」を参考に作成

別紙写第一号

〔書き下し〕

福建通商総局司道、移知する事の為なり。署福防同知朱清澤の稟称するに拠れば、
『本年六月十八日、閩安協に准ずれば、弁兵を派揆し、外国難民三人を送到す。

たづぬるに、「日本国熊本県人に係る、一は名井澤弥喜太、一は名有川岩助、一は名満石良なり。先づ本地より開船し、八重山嶼に往きて、煤炭を載運せんと欲し、中途に風に遭い胡馬島に吹き入れられて暫く避く。台湾を離ること相近しと知るに因り、即ち前（すす）み往き、再び国に回るを図らんと擬す。意はざりき又た颶風に遭い、桅柁篷帆ともに損失を行う、漂いて浙江平陽県古鰲頭の埠内に至る。報じて地方官より移文を給予し、飭して福建福鼎県に赴いて投遞せしむ。復（また）た路徑を識らざるに因り、駛せて霞浦県三沙の海口に入る、當（とう）に該処の巡檢の指点して、其れをして省に進ましむるを経て、隨（したが）つて昨日に於いて駛せて五虎門の口内に至る。武營の派兵して、護送して前（すす）み來たるを蒙る。懇（ねんご）ろに乞う、代りて為めに原船を修理し、資遣して国に回らしめよ」、等の語あり。

並びに閩安巡檢に拠れば、報ずること前情に同じ。

此れに拠り、卑職當即（とうそく）に親（みづか）ら江干に赴き查勘するに、該難民原来の船、僅かに長きこと二丈有零、並びに簾篷房艙無し。即ち桅杆尾柁も亦た小雜木を抄してこれを為すに係る。本より内洋の地面に在りて柴炭等の貨を載販するに過ぎず、萬も洋に飄いて海を過ぎ難し。何ぞ況や日本国、閩省を相離ること甚だ遠し、即ちこれがために修整完固せしむるも、亦た恐らく未だ逕（ただ）ちに駛せて国に回る能わず。詳しく該難民に詢（はか）るに、亦た毫も成見無く、但だ資遣して国に帰らしむるを求む。情詞迫切にして、殊に憫惻に堪う。理として合（まさ）に情に拠り察覈を稟請すべし。応に如何に酌遣すべきやの処は、俯して批示して祇遞せしむるを賜え』等の由あり。

並びに供招一扣を送りて局に到る。此れに拠り、當（とう）に該庁に飭令し、先づ行きて妥に安頓をなさしむるを経て去りて後、査（しら）ぶるに各国の遭風の難民、応（まさ）に近きに就きて領事官に送交し、遣送して国に回らしむべし。現在日本、並びに領事の閩に在る無し、自（おのづか）ら応（まさ）に前辦の成案を援照し、送りて貴道より、近きに就きて日本領事に照送し遣わし回らしむべし。惟（た）だ該難民原来の小船、既に篷艙無く、即ち桅柁も又た小雜木を抄するに係る、断じて洋に飄して海を過ぎ難し。これを該

「九 明治二十六年熊本県民井沢弥喜太外二名清国へ漂流シタル節救助シタル同国地方官へ謝意伝達之件」
『長崎純心大学言語文化センター研究紀要 No.4』2015.3、石井望著「尖閣胡馬島日清往復公文詳解並雜録」を参考に作成

難民等に詢（はか）るに、均しく情として地に就きて変売するを願うと称す。因つて即ち局より員を派し、在閩の日本商人小倉錦泰に商同し、変価銀七元なりと估し、業（すで）に該難民に交して收領せしむ、並びに每名另（れい）に恤賞番銀十二元を給す。招商局委員に飭委し、浙江補用同知王叔蕃に分発し、輪に附して貴道の衙門に帯送せしめ、近きに就きて日本領事官に転送し、收遣して国に回らしめ、以て懷柔を示さしむ。軍督憲の会咨を詳請するを除くの外、合（まさ）に就きて移請すべし。此れがため、合に貴道に移し、査照を煩わすを請うべし。一に招商局委員の該難民を將（と）りて送到するを俟ち、即ち希（ねが）う、日本領事に照送して查收せしめ、施行を復せられんことを。須べからく移するに至るべし。

〔現代語訳〕

福建通商総局長より通知。

代理福建海防庁長の朱清澤の報告によれば、

『本（1893）年陰暦六月十八日、閩安協（海防官）から兵士を派遣し、外国難民三人が送り届けられた。たずねてみると、「日本国熊本県人であり、一人は井澤弥喜太、一人は有川岩助、一人は満石良という名であった。先づ本籍地より出航し、八重山島に行つて、石炭を運搬するつもりだったが、途中で風に遭い胡馬島に吹き入れられて暫く避難した。台湾まで近いと知ったので、そのまま台湾に行つてから帰国を目指そうと考えた。ところがまた暴風に遭い、帆柱も舵桿も苦（とま）の覆いもみな失い、漂流して浙江省平陽県古鰲頭の埠頭に這入った。報告して地方官から通知文を給されて、福建省北部の福鼎県で提出するよう命ぜられた。また海路が分からず、霞浦県三沙の湾に航し至った。すぐにその地の巡検官が省府に這入るよう指示して、ついで昨日、五虎門の湾内に航し至った。武官が派兵して護送してきて下さった。お願いしたいのは、代りに原船を修理し、費用を下さつて帰国させて頂くことである」、等の口述である。

同時に閩安鎮の巡検官によれば、閩安協の報告と同じだった。これにもとづき、本官（福建の海防庁長）はすぐに閩江の河畔に赴き踏査した。この難民の乗つて来た船は僅かに長さ二丈あまり、笞の覆いも船室も無い。帆柱及び船尾の舵桿も小さな雑木を集めて作つてある。もともと内洋で薪や炭などの貨物を載せて販売するに過ぎず、大洋に出て渡海する

「九 明治二十六年熊本県民井沢弥喜太外二名清国へ漂流シタル節救助シタル同国地方官へ謝意伝達之件」
『長崎純心大学言語文化センター研究紀要 No.4』2015.3、石井望著「尖閣胡馬島日清往復公文詳解並雜録」を参考に作成

ことはほとんど無理だ。まして日本国は福建省から遠く、船をしつかり修理してもそのまま航行して帰国することはできない。詳しくこの難民に相談しても、全く決まった意見は無く、ただ費用を給して帰国させることを求めるだけだ。事情も言葉も切迫しており、実に憐れである。実情の通りに確認して報告し要請するのが道理である。どのように斟酌して送還するかは指示を伝達して頂きたい』などの説明である。

同時に供述書一束を通商総局に送って来た。これにもとづき、すぐに海防庁に訓令し、先づ妥当に休息宿泊させ、それから調べてみると各国の漂流民は附近の領事館に送致し、本国に送還する通例である。現在日本は福建に領事が無く、前例を援用して上海道員から附近の日本領事に通知送致し送還させるべきである。但しこの難民のものの小船は苦（とま）も船室も無く、帆柱及び舵桿も小雑木を集めたもので、決して大洋を渡航できない。これをこの難民等に相談すると、ともに当地で売り払って換金したいと述べる。そこで通商総局から人員を派遣して、在福建の日本商人小倉錦泰の協力同行を求め、七円に換金できると見積もり、既にこの難民に交付して受領させた。同時に一人づつ慰問金外国円十二円を給した。招商局委員（海運社員）に命じ、浙江の高官王叔蕃のもとに派遣し、汽船に便乗して上海道員の役所まで同伴させ、附近の日本領事館に転送し、收容送還させ、それにより恩恵を示すようにさせる。省の將軍及び総督に合議して頂くほか、実務上も通知要請する必要がある。このため上海道に通知し、確認を要請する。海運社員がこの難民を送り届けたら、日本領事館に通知送致して確認收容させ、結果を返信して頂きたい。以上通知する。

計粘抄一紙

〔書き下し〕

計するに一紙を粘抄す。

難民井澤弥喜太の供に拠れば、「年三十七歳なり、日本国熊本県吉村人に係る。自ら小船を置（ち）し、向（さき）より八重山嶼に在りて煤炭を載運するの生意、已に八年を経たり。此の番、家より起行して五十里、先づ鹿兒島に至り、又た島より行くこと二百七十里にして、八重山嶼に至るべし。途中突として暴風に遇うに因り、避けて胡馬嶼の内に在り。因って近きに就きて台湾に前（すす）み去り、再び国に回るを図らんと擬す。料らずも又た颶風を被り吹かれて浙江平陽県の界に至る。平陽県より移文を給与し、飭して福鼎県に赴き投遞せしむ。路徑を識らざるに因り、駛せて霞浦県三沙地方に入る。彼の処の巡検官に向かい報明するを経て、指点を為すを承わり、開駛して五虎口に入る。彼の処の武営、派兵護送して省に進ましむるを蒙る。這（こ）の有川岩助は、是れ僱い來たる船夥に係る。満石良は搭客に属するに係る。今査訊を蒙り、供する所は是れ寔（まこと）なり、乞う資遣して国に回らしめよ、就ち恩に沾（うるお）い了（お）わんぬ。」と。

有川岩助の供するに拠れば、「年三十六歳なり、日本国鹿兒島県人に係る。此の番、井澤弥喜太の僱いて船夥と為すを経て、八重山嶼に往き、去りて煤炭を載運せんと欲す。途中風に遭うに因り、輾轉として漂いて閩省に至る。恩を乞う、資遣して国に回らしめよ」と。余、前に同じ。

満石良に拠れば、「年三十六歳なり、日本鹿兒島県人に係る。井澤弥喜太の便船に搭坐し、八重山嶼に往かんと欲す。途中風に遭うに因り、輾轉として漂いて閩省に至る。恩を乞う、資遣して国に回らしめよ」と。余供は前に同じ。

〔現代語訳〕

合計で紙一枚を抄録貼附する。

難民井澤弥喜太の供述によれば、「年齢は三十七歳、日本国熊本県吉村の人である。自ら小船を購入し、もともと八重山嶼で石炭を運搬する取引で既に八年になる。此のたび、家から出発して五十里すみ、先づ鹿兒島に至り、また鹿兒島という島から二百七十里すみれば八重山嶼に至る見込であった。途中突然暴風に遇ったので、胡馬嶼の内で避難した。そこで附近の台湾に往き、さらに帰国を目指そうと考えた。ところがまた台風に吹かれて

「九 明治二十六年熊本県民井沢弥喜太外二名清国へ漂流シタル節救助シタル同国地方官へ謝意伝達之件」
『長崎純心大学言語文化センター研究紀要 No.4』2015.3、石井望著「尖閣胡馬島日清往復公文詳解並雜録」を参考に作成

浙江省平陽県の域内に至った。平陽県から通知文を給せられ、福鼎県へ行つて提出するよう命ぜられた。海路を知らないため、航行して霞浦県三沙地方に這入った。現地の巡検官に報告して、ご教示を賜わり、五虎口まで航行した。現地の武官が省府福州まで派兵護送してくれた。そして有川岩助は、雇用した船員である。満石良は乗客である。今訊問を受けて、実の通り供述した。費用を支給して国に送還して頂ければ感謝にたえない」とのことだ。

有川岩助の供述によれば、「年齢は三十六歳、日本国鹿児島県人である。此のたび、井澤弥喜太に船員として雇われ、八重山島に往き、石炭を運搬しようとした。途中で風に遭ったので、あちこち漂流して福建省に至った。費用を支給して国に送還して頂くよう伏してお願します」と。他は井澤と同じである。

満石良によれば、「年齢は三十六歳、日本鹿児島県人である。井澤弥喜太の便船に搭乗し、八重山島に往こうとした。途中で風に遭ったため、あちこち漂流して福建省に至った。費用を支給して国に送還して頂くよう伏してお願します」と。他の供述は前に同じ。